

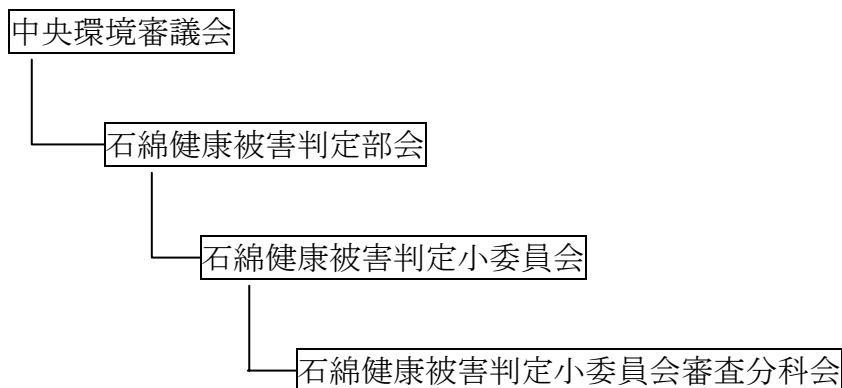
個別案件の医学的判定に係る調査審議について（案）

石綿健康被害判定小委員長

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に基づき（独）環境再生保全機構が環境大臣に医学的判定を申し出た個別の案件については、中央環境審議会石綿健康被害判定部会石綿健康被害判定小委員会（以下「小委員会」という。）において調査審議することとしているが、医学的判定に当たり専門的な議論を要する案件が多いことが見込まれる。

そのため、小委員会内部に審査分科会を設け、個別の案件の医学的判定に係る整理を行うこととする。

審査分科会には、小委員会に所属する委員の中から、審査分科会を開催するごとに石綿健康被害判定小委員長が指名する委員にご参画いただくものとする。



医学的判定の審査の流れ(案)

